

社会福祉法人陽光福社会役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人陽光福社会（以下「本法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 本法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 理事長の報酬は月額とし、理事会の承認を得た額とする。

3 第1項の報酬額は、日額 10,000円とし、勤務日数に応じて支給する。ただし、その勤務が半日に満たない場合の報酬の額は、日額 5,000円とする。

4 本法人に長年貢献のあった前理事長を会長とする。ただし、一代限りとする。

5 会長の報酬は月額とし、理事会の承認を得た額とする。

(支給日)

第3条 役員等の報酬の支給日は、理事長が別に定める。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会又はその他の会議に出席するため、あるいは本法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、役員等の居住地から計算し、職員の例により支給する。

3 日当、宿泊料及び食卓料は、社会福祉法人陽光福社会職員旅費規程別表第2に定める7級以下6級以上の職務にある者に相当する額とする。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 当分の間、第2条第2項の規定にかかわらず、役員等の報酬は支給しないことができる。

附 則

1 この規程は、平成18年7月1日から施行する。

2 当分の間、第2条第2項の規定にかかわらず、役員等の報酬は支給しないことができる。

附 則

この規程は、平成27年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。